

《 事務所ニュース 2025年3月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

令和8年度雇用関係助成金の 主な見直しについて

厚生労働省の資料からピックアップして紹介します。

◆ 65歳超雇用推進助成金

事業主が段階的に高年齢者の雇用推進措置を講じた場合にも助成を受けられるよう、1事業主当たり1回限りとしていた取扱いが廃止されます。

また支給額は、現行の10万円～160万円から15万円～240万円に変更されます（継続雇用制度の導入については、希望者全員を対象とする措置を講じた場合に助成額を増額して支給）。さらに、「他社による継続雇用制度」の導入について、定率の助成から定額の助成に変更し、16万円～105万円が支給されるようになります。

◆ 高年齢者無期雇用転換コースの見直し

対象となる高年齢の有期契約労働者について、期間の定めのない労働契約を締結する労働者へ転換した場合に、有期契約労働者1人につき23万円（中小企業は30万円）だった支給額が、1人につき30万円（中小企業は40万円）に変更されます。

健康保険料率及び介護保険料の変更 2026年3月から（4月納付分）

全国健康保険協会は、令和8年度の都道府県単位の健康保険料率を改定すると公表しました。また、全国一律の介護保険料率については、1.62%に引き上げ変更になります。

変更は令和8年3月（4月納付分）からとなります。従業員からは、4月に支給する給与から変更の保険料を控除してください。

全額表示	健康保険	合計保険料
千葉県	9.73%	11.35%
東京都	9.85%	11.47%
埼玉県	9.67%	11.29%

令和8年度の年金額改定について

総務省から、1月23日に「令和7年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）が公表されました。これを踏まえ、令和8年度の年金額は、法律の規定に基づき、令和7年度から1.9%の引上げとなります。

令和8年度の年金額の例

	令和8年度 (月額)
国民年金 ※1（老齢基礎年金 （満額）：1人分）	70,608 円 (+1,300 円)
厚生年金 ※2（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な 年金額)	237,279 円 (+4,495 円)

【在職老齢年金について】

在職老齢年金は、賃金（賞与込み月収）と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止する仕組みです。

令和8年度の支給停止調整額は以下の通りです。

	令和7年度	令和8年度
支給停止調整額	51 万円	65 万円

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行